

# 公益社団法人 愛媛県作業療法士会 賛助会員規程

(目的)

第1条 公益社団法人愛媛県作業療法士会（以下「本会」とする）定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員について必要な事項を定める。

(入会)

第2条 本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、会則施行規則別記第2号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会にて可否の判断を行い、承認を得ることで本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の会費)

第3条 賛助会員をA会員、B会員に区分し、会費を次のとおりとする。

A会員 年額3万円以上(1口 1万円で3口以上)

B会員 年額1万円以上(1口 1万円で1口以上)

2 会費の納入は原則として、当該年度の6月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員である法人は、次の特典を受けることができる。

(1) 本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、展示空間1区分を無償で利用することができる。但し、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。

(2) 本会が発行する出版物に広告及び求人広告掲載を行う場合は、掲載料金につき次の特典を受ける。

A会員 1/4ページサイズまで無料掲載。それ以上のページサイズは5割引。

B会員 全ページサイズ3割引

(3) A会員は本会が運営するホームページ上に賛助会員の運営するホームページへのリンクバナーを設置することができる。

(4) 賛助会員は、本会の会員向け発送物への封入特典を受けることができる。封入物については、賛助会員が用意したA4サイズチラシ1枚とし、その内容は理事会にて承認されたものに限る。賛助会員は、発送に遅滞が生じないよう発送業者に届けなければならない。この封入特典は、A会員に限り有効とする。

(5) 本会が発刊する各種刊行物を受け取ることができる。

(6) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導及び助言を受けることができる。

(募金の制限)

第5条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄附を求めないことを原則とする。

(会員資格の喪失)

第6条 賛助会員が本会定款第10条の場合のほか、次の各号に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがあるとき
- (3) その他理事会が不適切であると判断されたとき

2 前条の事由に該当するときは、当該賛助会員には弁明の機会を与えるものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

#### 附 則

1. この規程は、平成18年5月8日から施行する。
2. この規程は、平成18年7月11日から施行する。
3. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
4. この規程は、令和3年3月30日から施行する。
5. この規程は、令和6年9月18日から施行する。